

○国家公安委員会規則第五号

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第五十四号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十七条の二第一項第三号イ、第一百八条の四第一項、第一百八条の十二、第一百八条の三十一第八項、第一百八条の三十二の二第一項及び第一百八条の三十二の三第一項第一号、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の五の三第一項第一号ハ及び第三十九条の五第一項第三号並びに警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

国家公安委員会委員長 谷 公一

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>〔一〇八 略〕</p> <p>九 特定講習に使用する自動車又は一般原動機付自転車(法第十条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。)</p> <p>〔以下「自動車等」という。〕の種類及び数を記載した書面</p> <p>〔十・十一 略〕</p> <p>(運転習熟指導員)</p> <p>第七条 法第八十条の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める運転免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。</p> <p>〔イ〇ハ 略〕</p> <p>ニ 普通自動二輪車又は一般原動機付自転車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許</p> <p>三 「略」</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>〔一〇八 同上〕</p> <p>九 特定講習に使用する自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の種類及び数を記載した書面</p> <p>〔十・十一 同上〕</p> <p>(運転習熟指導員)</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔イ〇ハ 同上〕</p> <p>ニ 普通自動二輪車又は原動機付自転車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許</p> <p>三 「同上」</p>

四 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める自動車の運転に関する技能及び知識の教習に法第九十九条の三第一項の規定により選任された教習指導員として従事した経験の期間が三年以上の者であること。

「イ・ハ 略」

ニ 普通自動二輪車又は一般原動機付自転車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動二輪車又は普通自動二輪車

五 「略」

(初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)

第八条 法第八十条の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 「略」

二 次に掲げる設備を有すること。

イ 敷地の面積が八千平方メートル(専ら大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車に係る初心運転者講習を行う者にあつては、三千五百平方メートル)以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース

「ロ・ハ 略」

「三・五 略」

四 「同上」

「イ・ハ 同上」

ニ 普通自動二輪車又は原動機付自転車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動二輪車又は普通自動二輪車

五 「同上」

(初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)

第八条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 敷地の面積が八千平方メートル(専ら大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車に係る初心運転者講習を行う者にあつては、三千五百平方メートル)以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース

「ロ・ハ 同上」

「三・五 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正)

第二条 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(指定の基準等)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準(大型自動車免許(以下「大型免許」という。))に係る教習の課程(以下「教習課程(大型)」という。))に係るものに限る。)</p> <p>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型自動車を運転することができる免許(仮運転免許(以下「仮免許」という。))を除く。))を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。))により行われるものであること。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(大型免許に係る者に限る。))又は届出自動車教習所指導員研修課程(自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。))で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>〔(1)〕 〔(3)〕 略</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(指定の基準等)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>〔(1)〕 〔(3)〕 同上</p>

<p>(4) 自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第一百七十条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(5) 「略」</p> <p>〔三・三 略〕</p> <p>〔3 10 略〕</p>	<p>(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第一百七十条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(5) 「同上」</p> <p>〔三・三 同上〕</p> <p>〔3 10 同上〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

(運転免許に係る講習等に関する規則の一部改正)

第三条 運転免許に係る講習等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(講習の基準)</p> <p>第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」とい う。)第九十七条の二第二項第三号イの国家公安委員会規則で定 める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 運転者としての資質の向上に関する事、身体の機能の状況 その他の自動車及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に 規定する一般原動機付自転車をいう。)(以下「自動車等」と いう。)の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び 交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識に ついて行うものであること。</p> <p>〔二〇四 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(講習の基準)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 運転者としての資質の向上に関する事、身体の機能の状況 その他の自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」とい う。)の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通 事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識につ いて行うものであること。</p> <p>〔二〇四 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則の一部改正）

第四条 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(指定の基準等)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 指定の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 自動車及び一般原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)の運転に関する外国等(令第二十六条の三の三第一項第三号に規定する外国等をいう。)の行政庁等(同号に規定する行政庁等をいう。)の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する業務(以下「翻訳文作成業務」という。)を行う者として翻訳文作成業務を適正に行うため必要な能力を有する者が置かれていること。</p> <p>〔二・三 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(指定の基準等)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 自動車及び原動機付自転車の運転に関する外国等(令第二十六条の三の三第一項第三号に規定する外国等をいう。)の行政庁等(同号に規定する行政庁等をいう。)の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する業務(以下「翻訳文作成業務」という。)を行う者として翻訳文作成業務を適正に行うため必要な能力を有する者が置かれていること。</p> <p>〔二・三 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第五条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 当事者 法第五十一条の四第六項、第七十七条第六項、第九十条第四項（同条第七項及び第十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四百四条第一項（法第四百四条の二の二第六項及び第七條の五第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の通知を受けた者（法第五十一条の四第七項の規定により、同条第六項の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は法第七十五条の二十八第一項の規定による特定自動運行の許可の効力の停止若しくは法第三百三条の二第一項若しくは第四百四条の二の三第一項の規定による運転免許の効力の停止（第十四条第三項において「仮停止等」と総称する。）若しくは法第七條の五第十項において準用する法第三百三条の二第一項の規定による自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転の禁止（第十四条第三項において「仮禁止」という。）を受けた者をいう。</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 当事者 法第五十一条の四第六項、第七十七条第六項、第九十条第四項（同条第七項及び第十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四百四条第一項（法第四百四条の二の二第六項及び第七條の五第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の通知を受けた者（法第五十一条の四第七項の規定により、同条第六項の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は法第七十五条の二十八第一項の規定による特定自動運行の許可の効力の停止若しくは法第三百三条の二第一項若しくは第四百四条の二の三第一項の規定による運転免許の効力の停止（第十四条第三項において「仮停止等」と総称する。）若しくは法第七條の五第十項において準用する法第三百三条の二第一項の規定による自動車及び原動機付自転車の運転の禁止（第十四条第三項において「仮禁止」という。）を受けた者をいう。</p> <p>〔二・三 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。



(交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正)

第六条 交通安全活動推進センターに関する規則(平成十年国家公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(運転適性指導者)</p> <p>第六条 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第八十条の三十一第二項第九号の規定による運転適性指導の業務(以下この条において「指導業務」という。)に従事させてはならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 自動車及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。第四号において同じ。)の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者(次号に該当する者を除く。)</p> <p>三 「略」</p> <p>四 指導業務に使用する自動車及び一般原動機付自転車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されているものを除く。)でない者</p> <p>五 「略」</p> <p>2 「略」</p>
改正前	<p>(運転適性指導者)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 自動車又は原動機付自転車の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者(次号に該当する者を除く。)</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 指導業務に使用する自動車又は原動機付自転車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されているものを除く。)でない者</p> <p>五 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(運転免許取得者等教育の認定に関する規則の一部改正)

第七条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(課程の区分)</p> <p>第一条 道路交通法(以下「法」という。)第百八条の三十二の二第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者等教育の課程の区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車(以下「法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車」という。以下「同じ。」(以下「二輪車」という。)の運転の経験が少ない者に対するもの</p> <p>〔三〇八 略〕</p> <p>(運転免許取得者等教育指導員)</p> <p>第二条 法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定めるもの(以下「運転免許取得者等教育指導員」という。)とする。</p> <p>一 前条第三号に掲げる課程以外の課程 教習指導員資格者証の交付を受けた者(当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類(一般原動機付自転車を用いる場合にあつては、大型自動二輪車等。イ(1)及び(2)において同じ。))に係るものに限る。)又は次のいずれにも該当する者</p>
改正前	<p>(課程の区分)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車(以下「二輪車」という。)の運転の経験が少ない者に対するもの</p> <p>〔三〇八 同上〕</p> <p>(運転免許取得者等教育指導員)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 前条第三号に掲げる課程以外の課程 教習指導員資格者証の交付を受けた者(当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類(原動機付自転車を用いる場合にあつては、大型自動二輪車等。イ(1)及び(2)において同じ。))に係るものに限る。)又は次のいずれにも該当する者であ</p>

であり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができるとする。運転免許（仮運転免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）

「イ・ロ 略」

二 「略」

（設備）

第三条 法第百八条の三十二の二第一項第二号の国家公安委員会規則で定める設備は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げるコース

イ 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね長円形で、六十メートル（大型自動二輪車等を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては五十メートル、一般原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては二十メートル）以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

「ロ・ニ 略」

二 「略」

（課程の基準）

第四条 「1・2 略」

3 第一条各号（第三号及び第六号を除く。）に掲げる課程に係る法第百八条の三十二の二第一項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

り、かつ、当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができるとする。運転免許（仮運転免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

（設備）

第三条 「同上」

一 「同上」

イ 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね長円形で、六十メートル（大型自動二輪車等を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては五十メートル、原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては二十メートル）以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

「ロ・ニ 同上」

二 「同上」

（課程の基準）

第四条 「1・2 同上」

3 「同上」

<p>一 「略」</p> <p>二 各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（<u>一般原動機付自転車</u>に係るものを除く。）にあつては、二時間以上）であること。</p> <p>三 「略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（<u>原動機付自転車</u>に係るものを除く。）にあつては、二時間以上）であること。</p> <p>三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正)

第八条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則(平成十八年
国家公安委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(信号機に関する基準)</p> <p>第一条 信号機に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(信号機に関する基準)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部改正)

第九条 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和四年国家公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(運転免許取得者等検査員)</p> <p>第二条 法第八十条の三十二の三第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「運転免許取得者等検査員」という。）とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前条第二号に掲げる方法 次のいずれにも該当する者</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 次のいずれにも該当しない者</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第一百七十条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p>
改正前	<p>(運転免許取得者等検査員)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第一百七十条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	



附 則

(施行期日)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に道路交通法の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この項において「旧法」という。）第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は旧法に規定する罪を犯した者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

指定講習機関に関する規則第 五条第三号ハ及び運転免許取 得者等教育の認定に関する規	自動車等
	自動車等及び道路交通法の一部を改正す る法律（令和四年法律第三十二号）第三 条の規定による改正前の法第八十四条第

<p>則第二条第一号ロ(3)</p>	<p>届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一条第二項第一号ロ(4)及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則第二条第二号ロ(2)</p>	<p>及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)</p>	<p>一項に規定する自動車等</p>
<p>交通安全活動推進センターに関する規則第六条第一項第二号</p>	<p>及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。第四号において同じ。)</p>	<p>、一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。第四号において同じ。)及び道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号)第三条の規定による改正前の法第八十四条第一項に規定する自動車</p>	

[

等